長崎県電子見積実施要領(新旧対照表)

改正後	改正前
第2条 電子見積は、物品管理室が発注する物品のうち、別表右	第2条 電子見積は、物品管理室が発注する物品のうち、別表右
欄に掲げる電子見積実施品目のうち、1件の予定価格が、印刷	欄に掲げる電子見積実施品目のうち、1 件の予定価格が、印
については 50 万円、印刷以外の電子見積実施品目については	刷については 50 万円、印刷以外の電子見積実施品目につい
<u>300 万円</u> を超えないものを対象とする。	ては <u>160 万円</u> を超えないものを対象とする。

附則

この要領は令和7年4月1日以降に公開する案件から適用する。